

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 3
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 4
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 5

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の貸付け【財政局財務部財産活用推進課】 6
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】 10

北九州市告示第 297 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 8 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
角田調剤薬局	北九州市小倉北区馬借三丁目 3 番 37 号	令和 3 年 8 月 1 日

北九州市告示第 298 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 8 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
医療法人ながの医院	北九州市八幡西区千代一丁目 1 番 5 号	令和 3 年 8 月 1 日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
角田調剤薬局	北九州市小倉北区馬借三丁目 3 番 37 号	令和 3 年 8 月 1 日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションはるちゃん	北九州市小倉北区中井一丁目 7 番 31-903 号	令和 3 年 8 月 1 日

北九州市告示第 299 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3900	青葉台西 9号線	若松区青葉台西六丁目2番1 15地先から 若松区青葉台西六丁目2番1 01まで	9.5 ～ 24.7	27.0

北九州市告示第 300 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年 8 月 2 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
3900	青葉台西 9 号 線	若松区青葉台西六丁目 2 番 115 地先から 若松区青葉台西六丁目 2 番 101 まで

北九州市公告第540号

市有財産を一般競争入札により貸し付けるので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 貸し付ける物件

物件番号1

- (1) 所在地 戸畑区浅生二丁目215番ほか2筆
- (2) 公簿地目 宅地
- (3) 実測面積 1,433.46平方メートル
- (4) 最低貸付料（年額） 3,337,000円

2 貸付契約の内容

借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する事業用定期借地権設定契約による土地貸付を行う。

3 貸付期間

令和4年1月7日から令和24年7月6日まで

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和3年11月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

公告日から令和3年11月5日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

6 現地見学会

実施しない。

7 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

令和3年9月27日及び同月28日のそれぞれ午前9時から午後5時まで

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和3年11月5日 午前10時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番43号
北九州市立生涯学習総合センター 3階 ホール

9 入札保証金

(1) 貸付料（年額）の6か月分以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

10 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからサまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

イ 会社等の定款

ウ 会社等の概要

エ 過去3年分の決算報告書

オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。）

カ 印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）

キ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）

ク 法人市民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書（発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

- ケ 土地利用提案書
- コ 建物撤去図面等
- サ 事業実績に関する調書

1 1 入札に参加できる者の資格

(1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識や技術的能力等を有し、指定期日までに貸付料の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売払又は貸付に関し、(ア)から(エ)までのいずれかに該当した後2年を経過していない者

(ア) 入札を取り消された者

(イ) 落札者として資格を取り消された者

(ウ) 先着順売払い取り消された者

(エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

(ア) 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 次のいずれかに該当する者

a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者
- エ 過去3年間に法人市民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
- オ 契約規則第2条の規定に該当する者

1.2 入札の無効

契約規則第1.2条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1.3 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は補償の責めを負わない。

1.4 先着順貸し付けについて

実施しない。

1.5 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

北九州市公告第541号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リバーウォーク北九州

北九州市小倉北区室町一丁目1番1

2 大規模小売店舗を設置する者

(1) 北九州紫川開発株式会社

北九州市小倉北区室町一丁目2番11号

代表取締役社長 下向則好

(2) ラオックス株式会社

東京都港区芝公園二丁目11番1号

代表取締役 飯田健作

(3) 福岡地所株式会社

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

代表取締役社長 榎本一郎

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ラオックス株式会社

東京都港区芝二丁目7番17号 住友芝公園ビル

代表取締役 羅 怡文

イ 変更後

ラオックス株式会社

東京都港区芝公園二丁目11番1号

代表取締役 飯田健作

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社里山商会

福岡県京都郡苅田町神田町一丁目4番18号2階

代表取締役 吹上紘子

他100者

イ 変更後

株式会社ベイブルック

熊本市中央区上林町1番2号

代表取締役社長 原田賢治

他42者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号の住所 令和2年10月1日

(2) 前項第1号の代表者 令和3年3月26日

(3) 前項第2号 令和3年6月15日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年7月19日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年12月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年12月2日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見